

一九七七年十二月一日第三種郵便物認可

発行所〓社会通信社

発行人〓滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目一八の二コーポ幡ヶ谷九〇四 電話 03(3377)4649
振替〓東京0158431 労金〓東京労金本店No1154163

FAX(03)329915367

購読料〓月額500円 6ヵ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言■

戦後の転換点、そして国労闘争
保革相乗りの結末……………2

札幌市長選をふり返って……………3

追い風・向い風?統一地方選
総評・地区労解散に抗して……………5

統一地方選の教訓と課題……………6

資料1 地方選結果に対する意見……………7

資料2 掃海艇派遣に反対し、
自衛隊によらない協力を求める申入書……………9

◇全通の仲間からの報告◇

職場復帰という政治結着……………10

から一転全員不合格……………15

解決の日をこの手につかむ……………18

一年越した国労闘争団……………18

重大局面迎えた国労闘争……………21

職場から民主主義の実践を……………23

資料3

東日本出向
差別事件の

中間的整理と今後の闘い (国労)

読者からのおたより……………23

刊旬社社会通信

NO. 471

一九九一年五月二二日号

一九九一年五月二二日発行
(毎月一日・十一日・二十三日発行)

戦後の転換点、そして国労闘争

『岩波新書の五〇年』の書評で私はかつてこう書いた。

「戦争の時代『赤』、新憲法体制下の時代『青』憲法体制の危機の時代『黄』、そして新たな反動の時代『赤』。新書の表紙を文化・社会の“交通信号”としないためにも、本書の一読をすすめた」

と。岩波新書の表紙の色が再度「赤」とされたのは一九八八年だった。それからわずか三年しかないが、第二次世界大戦後四十六年、日本はいま最大の岐路にある。四月二十六日、掃海艇がペルシヤ湾にむかった。「自衛隊は憲法違反」と定めた憲法が、大きな危機にさらされ、財界、政府自民党は宿願であった自衛隊海外派兵に一歩道を開いたからだ。他方、支配階級たちは憲法そのものを葬りさるため、小選挙区制導入を画策している。

憲法、そして平和と民主主義の砦だった労働組合の様変わりぶりも急ピッチだ。国連平和協力法、中東「貢献策」で国論を二分したなかで、連合は憲法養護の姿勢をあいまいにし、財界、政府自民党に塩を送った。その連合がいよいよ安保・自衛隊・原発・農業問題といった基本政策にふみこむ論議を開始する。『日本生産性新聞』四月二十四日付は「連合三役会議に注目」とこう書いている。

「GW明けに連合を待っているものは五月九、十日両日にわたる熱海での泊り込み三役会議である。この三役会議の中心課題は連合の進路、連合の政治課題、組織運営検討委員会中間報告の三つである。連合の進路に関する問題としては①日本の安全保障のあり方について②自衛隊、国連平和維持活動について③食糧制度と農産物自由化問題について④エネルギー、特に原発問題が討論項目にあげられており、今後の連合活動の方向を決定づける内容をもつ。

湾岸戦争を機にわが国の国際協力が注目されてきた現状では、各構成組織の動向に配慮しながら「最大公約数」で対処してきた連合も大局的立場から日本の進路について誤まりなき判断を下さねばならぬ時期に來たわけで論議の結末は注目に値する。」

この論議は社会党の基本政策のあり方にも直結する。それは都知事選での候補擁立問題にも明らかだ。

それにしても社会党の代議士たちの動揺ぶりはどうだろう。資料にも掲載した「掃海艇の派遣に反対し、自衛隊によらない協力を求める申入書」は、社会党委員長、同政審会長に出されたものだが、賛同者は四月末日現在で五十嵐広三氏他五五名だという。連合幹部の言動に右顧左弁することなく、社会党らしい姿勢を貫くことを期待したい。

こうしたなかでも国労の仲間たちは、全力をふりしぼりたたかっている。四月二五日から四日間、岩井章氏らとともに北海道の国労闘争団を訪問した。東京では「闘争団はもたない」との噂が流れていると聞か、闘争団の仲間たちは自身に満ちていた。本号に名寄闘争団の佐久間氏からの報告に見られるとおりだ。彼らは過去一年、無我夢中にたたかいて、闘争団の仲間、家族の団結を強めてきた。「一年間たたかえた。だからこれからもたたかえる」「なんとしても汚名をはらす」と彼らの表情には明るい落ち着きがある。次号で報告するが、なんといっても生活基盤の確立が重要だ。彼らの生活を支えるためできることを一つでやるのではないか。

保 革 相 乗 り の 結 末

——札幌市長選をふりかえって——

「総与党化の波、全国へ」。これは統一自治体選挙後半の告示日に、地元「北海道新聞」の見出しに載ったものである。

前半戦の闘いは、ここ北海道においても苦戦を強いられた。

今回の選挙の戦略の柱にされたのが、「横路知事の三選完勝」であり、そのために公明党協力が行なわれ、特にその頂点になったのが、市長選では初めての「保革中道相乗り選挙」であった。

ここでは、その札幌市長選での「保革相乗り」について考えてみたい。

三割りの批判票

結果から見よう。

五期二十年続いた保守市長の後継に、前助役の桂信雄（自民・社会・公明・民社推選）が名のりをあげ、それに対して共産推選一人、相乗り批判を柱にした一人とが市長選に立った。

結果は、桂陣営が七〇・四％、共産党推選が二〇・二％、無所属が九・四％を獲得した。

桂陣営は、当初目標を六〇万票と見込んでいたが、投票率も下がったこともあるが（五・六％マイナス）、六万票近く減らした。

批判票が三割（二一・六万票）にもなり、投票率の低下分を加味すると実質四割近くの批判票を抱えてスタートする事になった。

選挙戦の最中には、社会党支持者の中で「知事は横路に入れるが、市長は白紙か共産党だな」と云う声も少なからずあった事が、その内容を示している。

地方選の投票率も、七二年の政令都市指定以降、最低であり戦後四番目の低さである。同時に行なわれた市議・道議選挙では、札幌市内各区選出の社会党道議、市議は、前回と比べのきなみ票を減らした。

市議では、社会党は現職の議員会長を含めて現職三人が落選し、新人二人が加わり、結果として一名減の十七人とどまった（定数七十一人）。

一方、市民運動グループ（生活クラブ生協を土台に）からは、今回初めて主婦三人がたち、見事当選をはたした。

全体として「選挙戦が燃えない」と云われる中で、一躍マスコミの注目をあびる事になった。

共産党は、過去最高の九議席まで伸ばした。

このように見るならば、市長選が道議・市議、特に社会党支持層へどのような影響を与えたのか想像にかたくない。

特に相乗りにより「議会内与党」になるにもかかわらず、道議、特に市議の立候補増が、結果としてほとんどなかった事に見られるように、最初から「守り」の選挙になっていた。つまり「市長選」とそれを支える「市議選」が切れていたと云う事になる。

ここに今回の市長候補選出経過の矛盾が特徴的に出ている。

なぜ「相乗り」になったのか

前回の市長選は、社会党・地区労が各々人選を巡って一致せず、「横路を勝たせるため、

道都の市長選は候補見送り」を表明し、社会党は「自主投票」へ、地区労は納得せず、元日大全共闘の田村書記長をかつき出し惨敗した。

今回は、「その失敗の経験から、社会党・労働団体は一致して動く」事が最初から確認され、「市長候補選考委員会」（五団体、後に十団体になる）で作業が進められた。

しかし実際は、地区労三役、特に事務局長（市職出身）が中心になって水面下で作業を進め、それを党や他団体が追認していく経過が積み重ねられていった。

労組でいくと市労連（市職、市労、水道、交通、市病）役員が中心になったが、市職は最後まで態度が決定出来ず、臨時大会で激論の末「自主投票」にせざるを得なかった。それだけ下部で反対が強かった。

一方、社会党札幌市本部も各区（九区）総支部からの意見も吸いあげ的过程中で、「独自候補擁立」の意見が主流を占めていたが、「政策作りを優先し、その後、その基準にそった人選をする」と云う流れが作られる中で、歯ドメがきかなくなっていた。

その結果、時間の流れの中で「桂推薦」の流れがハッキリした段階では手の打ちようがなくなっていた。

精一杯の「政策協定への社会党の主張盛り込み」にしかならなかった。

しかし、それすらも桂陣営の「政策」（案）には、抽象的にしか取り入れられなかった。

「力」「運動量」を背景にしない結果はハッキリしていた。

社会党内・支持者内に急速に「さめたムード」が広がっていたのは事実であり、結果として選挙結果で証明された。

「総与党化」の中身と今後の課題

冒頭に「総与党化」と書いたが、湾岸戦争にしても、消費税、都市化による住宅・ゴミ・環境・交通等々の問題があるにもかかわらず全体として課題が見えなくされている。

相乗り推進の先頭にたっていた奥原市労連委員長（市交通出身）は「今はストライキも市民の支持を得にくい。組合員と家族の生活を考えれば、与党勢力として市長に影響力を持ち、身近な問題を交渉していく選択もあるんだ」と云いきっている。

しかし、彼のおひざもとの交通労組の昨年の役員改選では、三役含めて執行委員の選挙結果では、ほとんどがかるうじて過半数の信任をとれただけ、と云う普通の組合では考えられない事態になっている。

「交通局は莫大な赤字で将来的には民営化（？）されるのでは」と云う危機感が、組合幹部に根強くある。

しかし実態では、組合員は慢性的な超勤、不規則勤務、定数不足の中で、「職場の組合員の不満・不安は爆発寸前だ」と云われる状況になっている。

本場に「家族と組合員の事を考える」のであれば、選択が間違っていないかったのか自問する必要があるのではないか。

「総与党化」が地方ですます進むとすれば、「総与党化」と云う攻撃の中で、職場、地域の矛盾を見えなくされている事の方が、もっと深刻な問題になってきているはずである。

今回の市長選挙は、社会党に課せられた課題がはるかに大きいことを示している事を、もっと深刻に総括すべきではないか。

（山川 守・フリーライター）

追い風・向い風？統一地方選

問われた党の主体性

統一地方選前半戦の都知事選で行なわれた大原候補の千代田区での獲得票数は一〇〇八票であった。過去最低ラインの結果である。

現在、統一地方選で社会党が敗北したことを、十分に総括もせず「党改革」を騒ぎ立てる人々がいる。社会党候補を必要としない「連合」勢力の都合により候補選定に横やりを入れ、住民を愚弄し党を食い物にできるこの人達に、党改革を論ずる資格も展望もない。このことを眼の当りで経験させられた選挙戦であった。

「連合」勢力は候補潰しで都民の不信をかった社会党に対し、磯村支持を打ち出し、あまつさえ関係する党支部が大原選挙をやらなかったということとは「逆風」以前の問題であり、党の主体性が全く失われた中での闘いであったと言わざるをえない。

公募は民主的？

千代田区は昼間の人口は一〇〇万人だが、有権者三万弱、実際に投票するのは二万人程である。この中で、必ず社会党に投票するのは得票数の一割程度にも満たないと言われている。しかも在住党員は皆無という状態である。

今回の区議選での結果は定数が三六から二八に八名削減された中で唯一社会党が増となり二名から三名に前進した。しかし、自民党公認候補二人は全員当選し無所属候補は全員落選、最後は社共の争いで競り勝ったが自民党の磐石さが改めて明確となった地域である。しかも地域に足を運ぶ中で、「今回は最後だ。四年後は千代田にいないから」と言われるなど、社会党支持者となりそうな区民が転居に追い込まれており、社会党の基盤自体が掘り崩されている。

社会党は最終的に公募により住民からの候補者を求めた。このように自民党の地盤が町会毎に形成されており、浮動票が全く無いといわれる地域での公募は非常に困難と言わざるをえず、党の弱さを隠した見せかけの民主的ポーズとなってしまった。このことが、結果的に新人の立候補決定を三月にずれ込むという事態を招いてしまった。

後輩を育てられない先輩議員と党勢の弱さ

三月上旬の選対会議では「新人に与えられた名簿の少なさに、とても当選の展望が持てない。落選覚悟でやるしかない」という思いであった。地域割りは出来、同じ女性議員からは援助されたものの、二〇年近くも区議をしている先輩議員に厚く、極めて異常な地域割りでの出発だった。

この先輩議員の個人票にしても、その多くが自民党員であったり他の選挙では自民党に投票する人達である。戸別訪問の中でも、「俺は自民党員だ。自民党員の俺が社会党の〇〇に入れているのだぞ」といわれ何も言えないこともあった。新人候補の選対でも社会党票の少ない中で、集票活動に公選ハガキによる紹介者の拡大を中心に行われたが、何度も足を運び自民党支持者の家から一票もらってくるというような取り組みであった。

このような状況は議員を当選させるためには必要なことであるが、私たち党員一人一人の日常活動がなくては克服できない。この反省にたち、今回の選挙戦で改めて議員の個人票を社会党支持者へ拡大出来ない限り、自民党支持者に立脚した社会党議員からの脱皮も困難であり、党の主体性は発揮できないと考えさせられた。

職場に党建設を！

新人候補選対の中心は、党の支部毎に分けられて構成された労組党員であった。当初は重い気持ちでの出発であったが、終盤戦に入り、先輩議員からの援助がなく「落ちるのが分かっていて、公募という党のメンツで出した」ということへの反発と候補者の頑張る姿に接する中で「この人なら期待できる。」という気持ちになり、選対の雰囲気が大きく変わっていった。選挙に来た一人一人が「精一杯やろう」となり、年休を取り朝から晩まで四回も行動に出るなど最終日には「身体は疲れたがやれることは全てやった。」「絶対に当選させたい」という気持ちへと変わった。そして今この気持ちで議員と一緒に日常活動をしように発展してきている。

最後まで大変に厳しい選挙ではあった。しかしそれだけにはつきりと言い切れることは、社会党に現在「連合」勢力によって騒がれている「党改革」論議よりも、職場・地域での党建設と日常活動不足を総括すべきである。これが選挙戦を最前線に闘った党員の声である。

(M)

総評、地区労解散に抗して

——統一地方選の教訓と課題——

四月二〇日、統一地方選が終わった。わが社会党は前回より大幅に候補者をふやし健闘したが、期待に応えたものではなかった。今選挙戦は、われわれにじつにさまざまな教訓を残した。既存の流れとはちがった新しい流れが始まっているとの確信がそれである。「新しい流れ」はまだ本流とはなっていないが、どろどろしたウネリのなかでお互いに激しくぶつかり合い、新しい運動を形成しつつあるということ、さらにその中核に国労運動があるということである。この意味において、今統一地方選でのさまざまな教訓点を出し合い、次の闘いへと継続させていかなければならない。情勢はますます激しさを増すだろうから、さらにそうなのだ。

今統一地方選で何が明らかに、何が教訓か。

第一、日常的な地道な運動、組織づくりが何よりも重要であるということだ。これは選挙戦ばかりでなく、労働運動を担うにあたってもいえる。みずからの足で大衆の要求をつかみ、それを常に全体化し運動として組織していくこと、それが結果として「票」にあらわれてくるのである。

第二、総評、地区労が解体し、労働組合は全体的にその力を急速に低下させていることである。労働組合の組織票のみにたよった候補は、のきなみ伸び悩んだ。むしろ最初から労組票を重点とせず、積極的に地域へととうって出た候補は善戦しているという事実である。ちなみに道県議戦で労組推せん候補の当落のさまは日教組九二勝三八敗、自治労九六勝四

○敗、私鉄一三勝五敗、都市交四勝一敗など。情報通信労連の二六勝二五敗、全通一七勝一九敗は、両労組の社会党への介入が組合員にどれほど大きな混乱を与えているかを如実に示すものである。

第三。「自力で闘いぬく」という構えと体制の重要さだ。国労は今回、労働戦線をめぐる動きのなかで、「連合」系労働組合の推せんを外され、裸にちかい状態で闘わざるをえなかった。だが、冒頭に指摘した体制をつくったところは、地域に影響力を広げ、足がかりをつくり出すことができた。

第四。みずからの足で歩くことの重要さである。最後の決め手は、候補者自身がどれだけの個々面接をこなしたかにかかっていたのである。選挙の基本は誰がなんというかと、個々面接である。今回の選挙戦は、そのことをますます明らかにした。

第五。社会党総体の問題であるが、中途半端な構えでは選挙戦を闘いきれないところか、逆に相手方を利することである。都知事選における社会党のもたつきは区議、市議選に大きな影響を与えた。社会党の混乱に乗じ、保守系の現職は地盤を固めた。都民不在ともとられかねない社会党の体質そのものの問題である。

次に私たちの課題は何か。掃海艇派遣に象徴されるように、社会党の基本政策をめぐる問題は、社会党がマスコミがつくる常識を打ち破り、国民とともに歩むことを求めている。

第一。選挙戦をつうじ結集した仲間を社会党、社青同に加入させていくとともに、社会党各総支部組織の再確立、強化である。労働戦線の状況を反映して低迷している各総支部を労働組合幹部依存によらない、真に地域に密着した組織として再確立、強化していくことだ。

第二。地域に密着した国労運動を目的意識的に追求していくことである。企業内の運動にとどまるのみでは、国労運動の真の発展はありえない。地域住民、他労組組合員の要求を容れた運動が必要だ。

第三。議員団を組織のなかにキッチと位置づけ、組織的な活動をおこなうことである。ともすれば当選させた以降は、それぞれの議員の資質にまかせきりだったが、それでは不十分なことが明らかになった。議員団とともに「政策研究会」的なものを定期的にもつことが必要である。

選挙も闘いであるかぎり勝ち負けはある。闘いはいつもそうだがけつしてあきらめてはいけない。派手さを追求するのではなく、地道な地に足のついたどろくさい運動を追求しよう。

(国労・M)

資料1 地方選結果に対する意見

日本社会党藤沢総支部

関野忠義

(元県議、市議、新産別中執)

中央執行委員長

土井たか子様

小生社会党結党以来の一党員です。

今回の地方選挙特に東京都知事選の結果に対し党内外に於いて執行部批判がささやかれ

ています。その多くは建設的な意見ではなく、無責任な党破壊につながるものが多く、地方で真面目に働いている党員にとって甚だ遺憾に思うところなので若干意見を申し述べます。

一、敗北の責任をとって、執行部に辞任を迫るような意見について

私は反対します。選挙の都度議席が減ると、時の執行部が辞任してきたのはよくないこととす。今迄勝間田、成田、佐々木、飛鳥田、石橋各委員長が選挙の都度辞めてきましたが、その度によくなくなるどころか逆に悪くなってきたと思います。

今度土井さんが委員長になってようやく安定してきたのです。自民党が過去二回の参議院・衆議院選挙では売上税、リクルートと敵失に乗ったとはいえ土井委員長の真剣、明確な態度が国民に高く評価されたと思います。

今度都知事で多少もたついたとはいえ、これは執行部の責任とは考えません。

第一に指弾されなければならないのは「連合」の態度だと思っています。初めに社会党が提示した候補者をきらって、自公民の推す磯村を支持し、分裂選挙の原因をつくっておきながらその後社会党が大原氏を決めたのに同調しないで一方的に非難しているのは到底ガマンの出来ないところです。

委員長はもとより、山口書記長も軽々に辞任するが如き言葉を出さぬよう続けて頑張ってほしいと思います。われわれの見るところ土井さんを惜いて適任者はいないと思います。全党員は元より多数の国民もそれを望んでいると思いますので是非続投して下さい。

それからハッキリ言って田辺副委員長があとをネラっているとの噂がありますが、彼が万一委員長にでもなったら、金丸との関係や田辺氏の考え方からして社会党は最早革新政党ではなくなります。絶対反対です。恐らく田辺、金丸、山岸を軸とした保守二大政党に変質する心配があります。

前二回の選挙で「社会党の一人勝」と公民が非難していますが、これも理屈の通らぬ非難です。社会党がガンばったからこそ土井人気が出て国民が支持した結果です。自分達の非力を棚上げてこんどは「自・公・民」が一所になって湾岸戦争に協力し「自公民路線」の定着化をはかっているのです。これは社会党が外されたのではなく公・民がスリ寄って権力にしがみつこうとしているのです。

折角、参議院では野党が多数になり消費税も廃案に出来たのだから、「部分的緊急修正」に应じないで再度廃案にするのが正しい態度です。これを二回でも三回でもやれば自民党が折れる筈です。ヘタに妥協して緊急修正に应じれば消費税は永久に続くことになります。

社会党はあく迄も毅然たる態度を持って正しい理論と政策を展開し国民にアピールするならば必ず多数派になれると信じます。私たちはあく迄も土井執行部を信頼し支持していきますので自信をもってガンばって下さい。

神奈川から選出されている大出、岩垂、伊藤、加藤ら諸氏を信頼していますので、どうぞしっかりとお願いいたします。

資料2 掃海艇の派遣に反対し、

自衛隊によらない協力を求める申入書

政府・自民党は、自衛隊法九九条を根拠に、海上自衛隊の掃海艇をペルシア湾に派遣する方針を決定しようとしている。事は憲法問題、党の基本的な自衛隊政策、そして「自衛隊によらない、文民による非軍事・非武装」の国際協力という基本方針のいずれにも直接かかわる重大問題である。したがって党は、いかなる形でも自衛隊の掃海艇を派遣することとに反対の態度を明確にすべきであり、次のような立場から自衛隊によらない機雷除去の方法を示すべきである。

記

一、ペルシア湾における機雷の除去は必要である。本来それは敷設国の責任である。しかし、もし機雷除去が国際社会共通の要請であるなら、国連安保理または国連事務総長が緊急に国際会議を招集し、共同の対策を立て、国際社会に対して技術上、資金上の協力を呼びかけるべきである。日本としても、それを国連に提案し、その実現に努力すべきである。

二、同時に、戦争後の湾岸地域には、油田火災の消火、流出原油の処理、石油積み出し施設の復旧など、ほかにも急がなければならない課題がある。さらに、イラク、クウェートの被災民（クルド人などを含む）の救援、経済・社会システムの復興など、緊急を要する課題が山積している。したがって日本は、これらに対する具体的な協力策を出すべきであり、機雷に関しては、除去費用の分担、除去作業への技術協力、補給などへの国際緊急援助隊の派遣などを行う。

三、自衛隊の海外派遣は、憲法上も自衛隊法上も認められないので、掃海艇は派遣しない。

四、特別立法であれ、自衛隊の海外派遣を認めることは、次の点で重大な問題を引き起こすことになるので、絶対に反対である。

イ 現在の自衛隊が憲法違反の存在であるという党の共通の基本的立場にもかかわらず、これを追認する法的、政治的根拠を与えることになる。

ロ 海上自衛隊が特別立法で海外派遣を認めるのであれば、航空自衛隊（避難民救援を理由とした自衛隊機）も、陸上自衛隊（カンボジア紛争後の地雷除去）も、特別立法によって派遣可能となり、党はこれを容認するだけでなく、推進することにもなる。

ハ 党が策定中のPKO法案の基本である「文民による非軍事・非武装の民生協力」と、そのための「自衛官、予備自衛官を除く」という規定を完全に空文化する。

五、これら政策上、技術上の対策の具体化のためにも、機雷の種類、個数、位置、海上交通や石油積み出し施設の現状、多国籍軍側の機雷除去能力と作業状況など、正確なデータの収集と分析が必要であり、重大問題に関して拙速かつ無責任な決定をすべきではない。

※この「申入書」は社会党委員長、同政審会長に出され、四月末日現在で五十嵐広三氏他五五名の衆、参議員が賛同している。

◇ 全通の仲間からの報告 ◇

職場復帰という政治結着
から一転全員不合格

省に新たな怒り

郵政省への再就職の道が開かれたという「政治的解決」のもとで、裁判の取り下げを行い、十四名が試験を受けたが、全員不合格という冷酷な通知が届いた。

そのことを組合員に報告すると「エッ、ウソだろう」という言葉が共通して出された。それだけ「政治的解決（和解）」について、仲間達は、被処分者の人たちが職場に戻れると考えていたのである。

逆にいえば、郵政省が全通という組織をだましたのである。そのことは被処分者に限らず、全通信労働組合、すなわち全組合員が郵政省になめられ、見くびられたことを意味しているし、組織として郵政省に怒りを突き出さなければならぬことを教えている。

反処分指導委員会の判断

そこで、少し逆上って、経過をみると昨年六・七月にかけ、公式・非公式を問わず郵政省および自民党との政治折衝が行われ、その折衝内容をもとに、八月二二日拡大反処分指導委員会が開かれた。その「判断」が八月二八・三十日にかけて行われた。

第三七回東京地本大会において、現地提案ということで、報告・決定されたのである。その内容は以下のとおりである。

〈四・二八処分闘争に関する反処分指導委員会の判断〉

一九九〇・八・二二

反マル生越年闘争（一九七八―一九七九）において東京地本傘下組合員五八名が懲戒免職処分をうけた。全通はこの不当な処分の撤回と完全職場復帰をめざし全力をあげて闘ってきた。その為に人事院提訴、公判闘争を展開し、そして十一年が経過した。この間、公式、非公式を問わず郵政省及び政権政党である自民党とも折衝をはかって来た。全通運動は、スト権スト及び越年闘争の教訓を踏まえ①事業に対する共通認識を中心とした労使関係改善の十・二八確認（一九七九・十・二八）、②全通運動の三十年総括による職場闘争から団体交渉重視の運動展開（一九八二・蒲郡大会）、③事業をとりまく環境の変化や新しい経済社会情勢に対する制度・政策闘争方針の確立（一九八三・神奈川大会）などの道筋の上に今日の連合新時代を迎えている。

反処分指導委員会は十一年が経過したという現状把握と全通運動の今後の展開を熟考した時、これまで先頭に立って闘ってきた組合員の皆さんの血のにじむような苦勞に感謝をしつつ、以下の判断により対処する。

I 判断

- 1、十一年経過のなかで、自立の道を含め二八名が全通から離れ、各々の道を歩んでいること。
 - 2、裁判闘争は地裁段階ではあるが、結果がどうなるにしても結審するまで今後十年以上かかることから、個々の人の生涯の生活設計を判断する時期にあること。
 - 3、財政一元化見直し後、犠救資金の在り方や規約上いつまでも犠救適用をすることが困難であること。
 - 4、郵政省への再就職の道及び郵政省関連企業への就職斡旋について途をひらいたこと。
 - 5、郵政労使関係のなかで四項はぎりぎりの選択であり今後の局面展開にとって極めて重要な岐路であること。
- ## II 対処方針
- 1、現儀救出向者のうち郵政職員試験有資格者は十月頃全員受験する。
 - 2、郵政関連企業など民間企業へ就職斡旋する。
 - 3、自立の途を進める。
 - 4、犠救適用の特例を行う。
 - 5、起訴は取り下げる。
 - 6、この対処方針は第三七回東京地本大会において確認する。
 - 7、その他、具体的には別途指導する。

そして、十一月十六日に開催された、第九七回全通中央委員会に置いて、伊藤書記長が一般経過報告で「四・二八不当処分撤回の取組み」について、左の様に報告して、承認されている（「全通新聞」、一九九〇年十一月二十四日）。

四・二八不当処分撤回の取組み

七八年から七九年にかけて闘った反マル生越年闘争において、東京地本傘下組合員五八人が懲戒免職の処分を受け、全通は、不当処分撤回と完全職場復帰をめざし全力で闘ってきた。

八月二二日反処分指導委員会は、十一年経過した今日、現状把握と全通運動の今後の展望を考えたとき、これまで先頭に立って闘ってきた組合員の皆さんの、血のにじむような労苦に感謝しつつ、二八人が既に全通から離れ自立の道を歩んでいることや、裁判闘争は結審するまでに十年以上かかることから、個々の人の生涯の生活設計を判断する時期にあること、財政一元化見直し犠救資金のあり方や規約上いつまでも犠救適用することが困難であること。郵政省への受験、合格を前提にした再採用と、郵政省関連企業への就職斡旋について途をひらいたこと、等の判断から、今後の対処については、①現在犠救救出向者のうち、郵政職員試験有資格者は全員受験する、②郵政関連企業など民間企業へ就職斡旋する、③自立への途を進める、④犠救適用の特例を行う、

⑤訴訟はとり下げる、の五項目について慎重に検討し、満場一致で確認した。

その後、八月二十八日から三十日の全通東京第三七回定期地方大会において、反処分指導委員会の判断と対処方針について確認され、現在、確認された対処方針に沿って、具体的対応についてとり運んでいる。

書記長報告の最後の項の「具体的対応についてとり運んでいる。」というのは、前記した指導委員会の判断の「対処方針」をもとに、個別協議を十月から実施していることをさしているが、その個別協議の内容は各地区において、言われ方は統一されていなかったのも特徴的であった。

要は、「判断」は決定されたものだから、その中から「選択しろ」というもので「裁判の取り下げと受験がセット」で協議が行われた。

こうした個別協議の中でも、多くの不明の点、疑問・不安が出された。「受験内容・時期・その可否」など、どの疑問にも十分な回答がなく、とにかく「政治的解決」「全通に恥をかかせない」というもので、「今は何も言わない方がいい」というふうに言われ、意見を言う場はなかったと言える。それは、対象の被処分者も職場の組合員も同じであった。

しかし、この「政治的解決」で処分そのものが撤回されるわけではないが、今の条件下で、職場復帰という目標から考えたとき、多くの不満・意見・憤激を飲み込んで「判断」「指導」に従ったのである。

受験・全員不合格

延び延びになっていた試験も、二月二四日に決まり、一定の期待も確かにあった。組合員も息を殺して見守る感じであった。

前回の採用試験は、定員に満たなかったという事であった。しかし、いざ受験場に見ると、会場の駒沢大学で一八〇〇人（東北・九州含めると二〇〇〇人を越える）受験者がいたという。「郵政以外の受験か、大学のゼミでも開催されるのかと思ったほどだ」と被処分者は言う。しかも、一〇〇人しか採用しない。倍率は二〇倍を越えている。従来であれば二〇〇～三〇〇人の定員というのが、普通であるのに一〇〇人にキッシリと絞りこむし、各郵便局の段階の受験勧誘も以前の力の入れ方を越えるものだった。こうした一連の動きを見ると省の「四・二八対策」という包囲が積み上げられていたと感ずる。（すでに省の態度は決まっていたとも言えるのでは）

そうした状況であるから、試験を終わった皆はガッカリした表情は隠せなかったし「だまされた」という気持ちも漂っていたのも無理はない。

結果は、冷酷な追い打ちであった。三月十五日全員不合格という通知が被処分者に渡されたのである。

東京地本の動き——本部の動き

全員不合格という事態の中で、東京各地区は支部長会議を招集し、五地区委員長会

議の内容を報告した。

その内容は、被処分者四名中 ①自立した人 ②再就職した人は目処がついた ③四名が全通の方針に従わず裁判闘争を継続している ④十四名が再採用の試験を受け、全員不合格となった。

この結果を受け、東京地本としては、五地区委員長会議を招集して三点を本部に申し入れた。

1、中央本部及び反処分指導委員会の責任問題、反処分指導委員会の解散。今後の指導は本部執行委員会とすること。その上に立って臨時中央委員会の開催を求める。

2、東京地本としての執行責任もある。

3、不採用の十四名については、組織として生活の保障を求める。

この申し入れに対して、中央本部の回答は

①これまでの経過と取り組みから、結果として責任を痛感している。

②本人・関係機関・組合員に対してお詫びしたい。

③責任については、臨時中央委員会（四月二三日の週）を開いて報告したい。また、三月二三日には全国地方委員長会議を開催する。

また前記以外に、表向きは、点数が足りなかった。「一人でも採用することは、反マル生闘争を認めることになる」とも省が言っているとも、報告されている。これこそ、「政治的解決」の実在した事を証明している。

今後の課題

以上、簡単に経過を見てきたが、「政治的解決」であるだけに、すべて文章での報告はなく、裏での動きであったため、不安・不明点があったものの全通本部を信じる他はなかった。反処分闘争への本部のこの間の後退的な動きの中だけに、全面的な信頼を与えることも出来なかったことも、事実である。

しかし、前記した「反処分指導委員会の判断」や「中央委員会の伊藤書記長報告」の文面の「郵政省への受験・合格を前提とした再採用」という報告を信じた人も多い。

二月二四日の試験が決まった時は、「職場に戻る」と考えるのは普通である。省は一歩も譲らず、省の本性は一切変えないことがハッキリしたのである。要は、全通をベテンにかけたのである。

とすれば、全通の組織全体として、省に怒りをもって立ち上がらねばならない。

事実経過を知る権利がある 経過上の問題も、十月受験が二月になるなど、その間、郵政省とのやり取りがあったと思われるし、試験が近づくにつれて被処分者の仲間に対しての幹部の言動が、「必ずしも全員が合格とはならない」という風に変更されつつあった。受験後の三月八日には、本部招集の会議があり、「全員採用の攻防を行っている」「かなり厳しい」ことが言われていた。（こうした変化は、職場には一切報告されなかった）

こうしたいへん厳しい状況と本部が判断していたにもかかわらず、なんと三月十一日

の時点で二八名（本部指導に従った人たち）の裁判取り下げ手続きを行っている。
当初「裁判取り下げと受験はセット」と個別協議があったが、すぐ手続きせずにいた。
意味は何であったのか。

本部は「取り下げ書」を担保に省とやり取りをしていた向きもあるが、「厳しい状況」
が判断できていて、その直後に取り下げを実行していることはたいへん不可解である。取
り下げによって何とか採用を期待したのか、あるいは不合格が明らかになった段階での、
裁判継続の方を恐れたのか、定かではないが、いずれにしても「政治的解決」という代物
で裏交渉であるため、「思い」の範囲でしかない。

事実経過はハッキリさせねばならない。我々、組合員は知る権利があることを確認した
い。

裁判闘争の継続は考える余地もなく、当然 「郵政省への受験、合格を前提にした再採用」
つまり「職場にもどれる」という前提で、被処分者は裁判取り下げ・受験資格のない人は
四十歳以下の仲間が職場復帰の道が開けたことで、自分の裁判権を本部に託したのである。
しかし、郵政省に完全に裏切られたのである。「判断」「中央委員会報告」が間違いであっ
たこととなるし、被処分者への謝罪は当然である。

しかし、それ以前に実施しなければならないことがある。「政治的解決」の道が開ざさ
れたのであるし、省との折衝の合意が出来なかったし、省が拒否したのであるから、裁
判の取り下げは、無効であることはハッキリしている。事実経過を明らかにし、裁判闘争
の復活継続で決着をつける行動に直ちに移らねばならない。

郵政省には交渉による和解の意思は全くないことが明らかとなったのであるから。

政策・制度闘争の誤りの体现 今回の「政治的解決」が労働者へのだまし討ちという、近
代にない珍事であることの意味は、何であろうか。

「事業の共通認識」「団交重視・事後対処」政策・制度闘争路線が、歩んできた道筋の「高
次な労使関係」の結論であることをハッキリさせねばならない。郵政省がこの労使関係と
は、こうした珍事を実現させることだと証明した。全通の幹部が抱いていた淡い期待を、
みごとに粉碎することとなった。

被処分者・組合員の期待・幹部の淡い期待をも裏切った郵政省。それも、この労使関係
を大事にしていくのか問われている。

そもそも「本部に甘さがあった」というものではなく、結局、政策・制度闘争路線が、
事業協力・生産性向上運動を押し進めている状況にある時に、今回のだまし討ちである。

全通の現在の路線が合理化のテンポを急速に早めたし、労働強化・いのちと健康破壊を
招いていることの総括が求められているのである。

「半処分指導委員会の判断」を再読されることを、お願いしたい。三十年総括からの職
場の変化と今回の事態が、無縁でないことを確認できるものと考ええる。

解決の日をこの手につかむ

——一年越した国労闘争団——

無我夢中の一年

無我夢中で走り続けた一年でした。余裕もなく、身体も頭も休まる事なく。余りにも苛酷な日々でした。二度と経験したいとは誰も思わないでしょう。先人は、「苦労は買ってでもせよ」と言いました。確かに勉強させられました。しかし、闘争団員誰しもが私と同じ気持ちでしょう。

家族にもつらい思いをさせました。自らが、家族と共に議論をし選択した道とはいえ、余りにも苛酷な日々でありました。日々の重圧に押し潰されそうな毎日を、よく持ちこたえたと思います。

仲間がそばにいないければ、そして、互いに励まし合う団結体がなければどういて耐え得るものではなかったと思います。

指示・指令の運動に、余りにも慣れ過ぎていました。そして、そんな運動が当たり前だとも思っていました。

指摘されている国労運動の「大国主義」、決してそんなつもりではなかったが、今思えば、これまでの運動は本部提起にもとづいてスケジュールどおり忠実に実践すれば何とか恰好がついた—その程度の運動領域でしかなかったことに一年間の具体的なぶつかりやら、悩みから少しだけわかったような気がしています。

そんな運動の甘えやツケが、こんなにも重く、苛酷に我が身にふりかかってこようとは、予測だにしませんでした。

この一年の闘争団の闘いは、文字どおり手探り・手作りの運動。真つ暗闇のトンネルの中で光を求めて三六人が這いずり回り出口を求める。——言葉で表せばこんなところか。

地獄の日々をクリアー

私は貧乏農家の出なので、同年代の者より、貧しさゆえに、少しは苦勞もして来たつもりです。同時に身体も丈夫。逆境にも耐え得る精神面での自信もありました。これまで少しばかりですが、学習と地域・職場での運動経験も積んで来たつもりでした。

しかし、そんなものは何の役にも立たなかった。暮れには全国オルグに誰を出したら良いのか、出稼ぎをどう組み立てたら良いのか、冬季をどう乗り切るか、団員のグチにどんな手だてで答えるのか。

家族を集めた意思統一では、口々に「旦那の体が心配だ、子供達がかわいそうだ」——頭の中が先の見えない展開の中で一杯になりました。

「何とかしなければならぬ、こんなはずではなかった……もうとうまく行くはずだった」アセレども回らぬちくちたる思いで、徹底的に落ち込みました。

自分自身が本当につまらない人間に思え、すべてのことに興味を失いました。テレビも

新聞も、見ない・読まない日々を幾日過ごしたでしょう。

風呂に入っている私を心配し、妻が様子を見にきました。

集中力がなくなり、文書もかけない、物忘れも激しくなり、人と会うことも苦痛でした。人と話をしているとひとりりで眼が落ちる。目をこすりながら必死で耐えました。

何のために、誰のためにこんな思いをしなければならないのか。何度挫折しかけたことでしょう。

我が家は、上の娘（小二）と下の娘（五歳）、郵便局づとめの妻（全通組合員ですが…）の四人家族。

下の子すら父親の変化を敏感に感じ取ったのでしよう。ある日「お父さんパーになっちゃったんだ。」「どうしてそんなこというの」頭をバットで殴られた思いで詰問すると、「だって、お母さんがそう言ったんだもん」

私は、そばにいた妻に「お前がくだらんこというから子供がこんなこというんだ！」

妻は、そのとき本当に怒りました。私にはないんです。五歳の娘に「いつお母さんがそんなこと言ったの！ 垂矢！ お母さんがいつそんなこと言ったかはつきり言ってみなさい！」。私は、これではだめになる…！ しっかりしなければならぬ。しみじみ思いました。

「お父さん、そんなにつらいんなら闘争団やめたら？」「そんな訳には行かない」「自分自身をしっかりと見詰め直したいんじゃないの？」

「そうだなあー何も考えないでゆっくり温泉にでも浸りたいなあ。」

家族に支えられ、闘争団の仲間を支えられ、そして地域の仲間たちに親身になって心配してもらい、ぶつかっている問題も一つひとつ解決して行き、ようやく自分を取り戻すことができました。こうして地獄の日々をクリアしたんです。

「悔しさ」をバネに

私の父は、長女が生まれた年に、そして母はその翌年に他界しました。

稲作の最北限地といわれた下川町で四ha程の水田と、二haの畑作で九人の子供を育て、苦勞づくしの人生を閉じて行つたのです。

秋にはこうべを垂れるべき稲穂が、立っているんです

しかし、貧しかったけれど、私たち子供たちに「正直に生きろ。友達が困っているときは、ない金をはたいてでも助けてやれ、必ず自分が困った時に助けられるんだから。」そして、お前は「言ったことは成せ。そう願って『誠』と名付けた。名に恥じぬ生き方をしろ。」とも言いました。明治生まれの、正直のうえに「馬鹿」のつくような父でしたが、

親孝行の一つもしてやれずに癌の病に冒され痛み抜いて死んで行きました。

死ぬ前に、病床で「名寄本線廃止になるってテレビで言ってたが、お前の仕事大丈夫か？」と聞きました。私は当時、名寄保線区に勤務していましたが、安心させたい気持ちから、「オヤジ、心配するな。俺の管轄は名寄本線だけでないぞ。宗谷線も持つてるから。それに、名寄線だって簡単に剥がさせはしない。」「そうか…」安心した父の横顔を見ながら、胸中不安の気持ちもありました。

その名寄本線も消されました。一時の、自民党支配政権によって……
そして、職も、身分も剝奪されました。

国鉄改革法二十三条、分割・民営化手法による組合つぶしの指名解雇によって。私が、そして私たちが、いったい何をしたというのか？

人間の一生を、何だと考えているのか―ささやかでも良い。家族が、つましく暮らせればという、ほんの小さな人生ライフすらメチャクチャにする権利が彼らにあるとでもいうのか？

余りにも馬鹿にしすぎてはいないのか。何としても悔しい。悔しくてしかたがないんです。

「多く貸し付けできるべ」

昨年四月、闘争団を結成しみんなガムシヤラに、そして必死に頑張りました。貼られたレッテルを剥がしたい、故なき汚名を何としても返上したいと……

アトピー性皮膚炎の団員は、建築工事のバイトに行っています。大工の手元として鋼管をかついだり、コンパネを運んでいるんです。

皮膚炎でただでさえ薄くなっている指先がヒビわれ、十本の指先から血が噴き出し、その指先をテーピングをして軍手をはき鋼管を扱う。

見かねて、「病院に行つて来ないとダメだよ」と言うと、「俺が休んだら、団の収入減るべや。俺が頑張れば、生活の苦しい人に少しでも多く貸付けできるべ」。こう言つて頑張っているんです。

また、別の団員は、バイト先が次々と変わる。そのたびに新たな人間関係と、新たな仕事を覚える繰り返しで、夜眠れない。眠るために夜中一時、二時ごろに酒を飲む。ある晩、「何で俺の布団濡れてるのよ？」そう言うのでおかしいなあと思った奥さんが、寝ている旦那の布団にそっと手を入れてみると、寝汗をかいてビッシヨリになっていた。「夫の身体が心配……」と家族の学習会で訴えました。

こうした仲間の頑張りで、名寄闘争団はこの一年間をひたすら耐え抜いてきたのです。

有限会社「サンピア」を設立

そして多くの議論と、この一年間の総括の上に立つて、長期闘争にも耐え得る生活・闘争基盤をしっかりと確立すべく、有限会社「サンピア」を設立しました。名寄の名物「太陽柱」現象、「サンピラー」からその名を取りました。完全法人化のなかで態勢を確立し、いざ、反撃へ。

地域の仲間に支えられながら、もしも「サンピア」が、全国で苦しみ抜きながらも、必死で頑張り続ける国労闘争団の一筋の「光」になることができれば―と、願っています。

「俺がまずやってみせるから、ついて来い」式の、幹部請け負い闘争の域を抜けていなかった自身のこれまでの運動を恥じつつ、仲間たちと一緒に、一步一步解雇撤回、もとの職場に戻させるまで闘い続けたいと思います。

解決の日をこの手につかむまで、まだまだ不十分な運動領域をさらにさらに拡大し、闘う戦線の拡大を目指して行きたい。地獄の苦しい日々を乗り越え、今、そう願っています。

(国労名寄闘争団 佐久間誠)

重大局面迎えた国労闘争

——職場から民主主義の実践を——

識者が声援を贈った「三／十四」申し入れ

一月は、国労らしい雰囲気議論が沸き起こった。中労委での全面解決要求の実現を目指して取り組まれてきた出向問題での中間的整理の、解決水準をめぐる論議である。

無責任に徹してきた中労委は、一月十一日、悶々とする国労側の心を図るよう、事態の解決に向けた打開策なるものを持ち出した。労使は、①紛争解決に当たっての「確認事項」について労使交渉で合意して出向協定を締結し、②係争中の出向事件の審理を凍結し、③現在出向中の者の復帰問題は今後の推移を見守る、ことで合意しないか、というのである。会社側は持ち帰り検討することとなった。

再開されたＪＲ労使の「紛争の解決に当たっての『確認事項』」をつくる交渉は、『差別はしなかった』『差別はなかった』主張を貫こうとする会社側の態度で躓き、合意形成は遅々として進まなかった。

国労内では、遅々として進まぬ合意形成にあわせるように、「紛争の解決に当たっての『確認事項』」が単なる『確認事項』に変質してゆく事態を含めて、不採用差別事件へ連動するであろう、出向問題での解決水準を危惧する議論が起こった。

東日本本都管内では、本州内職場での反差別闘争の継続発展を決意して広域追加採用の募集に応じてまもなく、３Ｋ、４Ｋといわれる職場に強制的に出向させられた仲間をはじめ、自らも不採用差別を受けた仲間を擁する仙台・東京地本の仲間たちからは、不採用差別事件の解決への悪影響を心配する声が上がった。また、地方労働委員会に出向差別での救済を申し立て勝利命令を勝ち取ってきた『地労委命令が無になる』心配となった。加えて職場では、殆どの仲間が出向解除後に現地現職に戻れていない、西日本出向協定の無益な存在を他山の石にしつつＪＲの攻撃の手法を理解するが故に、多くの議論を作り出し、『出向協定締結の是非』そのものの議論にまで発展した。

かくして国労は、三月十四日、中労委の言う自主交渉でＪＲ側が誠意を見せない現状を中労委に報告し、併せて、国鉄闘争中央共闘会議と国労弁護団と共に、①中労委の責任と権限を発揮し、採用差別事件を優先的に取り扱って早急な解決を図れ、②出向問題のようにＪＲが誠意を見せない場合は早急に命令を交付せよ、と要求する『今後の進め方について』申し入れた。内外から、大変な歓迎を受けた。

中労委やＪＲ等は、国労の全国大会等での基本方針は百も承知しているはずなのに、驚いた風である。『今更、国労との間で出向協定などはいらない』と嘯いてきたＪＲ東日本は、その後十日余りの間に、態度を急変させることとなった。

突然まわり出した、いわゆる『出向問題での合意形成』

株式上場を目前にし、第百二十回国会衆議院予算委員会においても参考人出頭の請求がされたり、新たな不当労働行為問題の追及もされ出したＪＲにしてみれば、中労委では折れるであろうと指摘されていた。しかし、不思議なことに、ＪＲは頑なな姿勢を通した。

『中労委の指導性の発揮、駄目なら救済命令を』と申し入れた十日余後の三月十六日、自主交渉を打ち切ったはずの国労側（東日本本部）とＪＲ東日本の交渉が開かれ、会社は席上、『出向に関する確認事項』第１項修正案（三月二十六日）を提起してきた。

出向に関する確認事項（案）

東日本旅客鉄道株式会社と国労東日本は、中央労働委員会の意見聴取を経て、出向に関し次の通り確認する。

- 1、出向の実施に当たっては、厳格・公正に行うのは当然のことである。
- 2、追加採用者で、出向中の社員が心身の故障などにより、長期の勤務に耐え得なくなった場合には、所属長が本人の事情、出向先会社の意見等を総合的に判断し、出向を終了させるか否かを決定することとなる。
- 3、会社と組合は、「出向の取扱いに関する協定」及び「議事録確認」を締結する。
- 4、会社と組合は、以上の確認を中央労働委員会に報告し、労働委員会に係属する別紙の出向に関する事件について、当面、凍結する。

中労委の和解交渉の終盤では、常に、「は・も」の争いが出てくるといわれる。つまり、地労委は、不当労働行為の事実を認定した場合は企業側に対して、「不当労働行為『は』、二度と繰り返さないと謝れ」と命令する。企業側は解決の先送りを考えると再審査を申立て、中労委に係争される。組合側は、勝ち取った命令書の文書を生かす解決を要求し、会社側は何とかそこをごまかそうと画策、和解交渉に託つけて「今後『も』しません」と言い逃れを画策する。かくして、「は・も」の争いが生じるといわれる。

J Rは、新たな言葉「引き続き」などというのを持ち出して国労側を翻弄しつつ悪乗りしてきた訳だが、これらが「三／十四申し入れ」の反撃となったことを察知、必死に、時計の針を元に戻そうと画策した、と推測される。これが、修正提案であろう。

しかし、その内容は、従来からの会社主張を繰り返す、「出向の実施に当たっては、厳格・公正に行うことは当然のことであり、この基本的考え方に変わりはない」と、表現を変えただけのものではあった。

三月二十日、エリア代表等も加わった三団体会議では、二六日の交渉の経過も報告はされたが、会社修正案は問題外と一蹴されることとなった。会議終了後の雑談の中では、「せめて後段部分が消えれば」の呟きがあり、会議参加者のうなずきもあった。

四月二日、国労東日本本部は、「検討の余地はない」とつき返すだけでなく、「後段は『この基本的考えに基づき実施する』と修正せよ」と、文書で申し入れた。

四月八日、会社側は、三十日の「呟きとうなずき」に呼応するかのように、『後段部分は削除したい』と再提案（別掲）して来たわけである。文書整理はされるのであるが別掲文では、国労側が悪いことをしてきた印象を与える、お粗末な文章（契約書）ではあるが、事態は直ちに中央闘争委員会に報告され、四月九日の中執で東日本本部執行を了承、NHKがこれをすっぱ抜く、四月十二日の中労委事情聴取に報告、と急転回をした。

忘れてはならない「労使の安定策作り」機関としての中労委

東日本管内では、各地方本部代表者会議等で、九地方本部中七地方本部までが、「不採用差別事件への悪影響」を心配し、「本人同意のない『出向協定』は不要」との態度表明が繰り返され、職場での論議をふまえた上級機関への要請等が重ねられてきた。

国労闘争の正しい前進を願う我々にとっては、今あらためて、中労委の役割と本質について、再確認して新たな再出発に備えることも又、不可欠なことではないだろうか。

中労委は、確かに、労働者個々人の基本的人権を集大成した集団的労働三権を擁護する機関として設置されてきたが、同時にそれは、職場における労使の安定した関係を確立する国家機関としても設置されてきたことである。「正義」の名において、ある時は企業活動を軌道修正させ、又ある時は、労働者に権利の全てを放棄することを強制しつつ、我が国の不死鳥の如き経済成長を支えてきた。これも、歴史的現実である。藤林幹旋等だ。

従って、国労は当事者本人の闘い抜く決意と組織的な意志統一を固め、世論に訴えつつ「良心」を集めることに努め、他方で、共同作りに全力を挙げつつ、地労委命令（救済）を重ねてきた。闘いは確実に広がってきたし、今日なお、闘いを広げつつある。依然、我が国の労働運動の将来に影響を与えるだろう「焦点」であることに、変わりはない。

中労委のこれら本質を見る時、二つの問題に注意を払わねばならない。一つは、「原則は貫かねばならない」ことである。全面解決要求と個別事案解決要求を堅持し、一括解決方針を貫き通す決意と構え、そのための陣立て、準備である。勿論、地労委命令を実現した「命令を書かせた力」と「書いた力」の双方を、大事にして闘い続けることである。連帯する会代表世話人の一人でもある小島成一先生は、大争議になればなるほど、グループ資本や権力の介入は大きく激しくなる。闘いの防衛の第一は、統一と団結のシンボルを明確にすると同時に、これを実現する筋道、闘いと運営のルールをしっかりとやることといわれていた。誰にでも分かり易い闘い闘いをやれ、との教示だ。

もう一つは、指導部は常に、「職場の仲間たちの『扱われ様』」に常に目を向け、仲間の声に依拠して敵に対峙し、中労委に物申す」ことである。例えば、三月にJRR東日本会社が行ったバッチ処分である。差別はいけない、意図的な団結の侵害だ、と繰り返し命令されているのに、会社は国労攻撃を継続している。放置するのは、それを認めることになる。又、最近、提出した診断書までが無視され、東北から首都圏への広域配転を命令された仲間が、事故死する事件が起きた。こういう、職場の『扱われ様』は、どうするのかである。つまり、指導の原点、闘いの姿勢の問題である。

国労の修善寺大会は、資本に取り込まれ形骸化しつつあった組合民主主義を遺憾なく発揮し、平和と民主主義、正義を愛する人々から歓迎された。「個」の反撃の烽火だった。

従って、国労と国労組合員は、平和と民主主義を忌み嫌う政府・独占資本をはじめとする者らの、必死の国労つぶし攻撃に遭遇した。差別的な全面的導入であり、不採用差別攻撃となった。国労と国労組合員・家族は、必死で抵抗し、闘い抜いている。その闘いが、正義と良心を揺り動かして支援の輪を広げ、労働委員会命令（救済）を引き続き勝ち取り、積み重ねている。つまり、引き続き期待されていることは、言うまでもない。

国労は、今日、中労委が腰を上げてから一年目を迎えようとしており、五月三十日には中央委員会を予定している。直前の五月十八日には、東日本エリア本部の委員会も準備さ

れている。組合員と家族、支援する仲間たちが注目していることは、言うまでもない。

それら一連の日程は、今まさに、国労運動は中間駅に指し掛かろうとしているもの、ということを示している、と言える。性急な結論ではなく、じっくりと闘い抜くための真摯な総括と、民主主義を実現する、勝利を勝ち取る体制作りが要請されている。

あらためて、職場から民主主義を作る一人ひとりの取り組みが、国労と支援する仲間たちに求められていることを指摘し、現状の報告としたい。
(四・二二、S生)

資料3 東日本出向 差別事件の 中間的整理と今後の闘い (国労)

本日(四月一二日)一六時から、東日本出向差別事件について、中労委における事情聴取が行なわれた。その概要は以下の通りである。

なお、今後の闘い方についての基本的な考え方も明らかにするが、具体的な闘争展開については別途提起する。

(1) 四・一二中労委事情聴取の経過

一月三十一日に中労委から示された見解に基づき、国労東日本本部は会社側と精力的な交渉を行なってきた。

その結果、「確認事項」第一項について会社側が固執していた「今後も」や「引続き」の文言を削除し、また、「この基本的考え方に変わりはない」「出向は就業規則に基づいて行なうものであり」の文言も削除することとなった。これらは「従来も不当労働行為はなかった」と解される文言であることから労使の鋭い対立となっていたものであるが、最終的には会社側がこの文言の削除に応じたものである。

国労は、この「確認事項」第一項を基本的な事項として確認することに全力をあげてきたが、表現においての不十分さは残っているとはいえず、出向にあたり「組合所属による差別は行なわない」との意味を含む「厳格・公正」の文言を残すこととなった。

本日の中労委事情聴取においては、この間の労使交渉の到達点についての聴取があり、「確認事項」と出向協定締結交渉の開始について確認された。また、謝罪問題、実損回復問題については先送りしており全体の事件の解決の際に取扱うこと、復帰問題も残っていることをあわせて確認した。

さらに組合側からは、三月一四日の申し入れ(「今後の進め方について」)の通り、採用差別事件を優先的に取扱うよう強く要請した。

これに対して中労委からは、「今後の進め方について検討する」との見解が示され、次回、四月三〇日一六時三〇分から事情聴取を行なうこととなった。

(2) 東日本出向差別事件にかかわる中労委事情聴取と労使交渉の経過

二月一三日及び二月二七日の全国代表社会主義においてすでに報告した通り、昨年九月、中労委より労使双方に対して「J・R関係事件全体について統一的に解決する必要がある。そのため、解決しやすいところから話し合いにはいる」との見解が示され、昨年一〇月以降、東日本出向差別事件の事情聴取に入った。

組合側は地労委命令を基本にした解決要求を提起し、なおかつ、この種不当労働行為の再発防止のため、出向協定とは別に「確認事項」等の取り決めに要求した。また、地労委継続中の出向差別事件についても一括解決を求めた。

これに対して会社側は、不当労働行為事実を否定しつつ、現に出向者は復帰しており“解決済み”との態度に終始した。

中労委三者懇は、労使双方からの事情聴取を行なう一方、労使交渉による解決案の作成を求めた。また、組合側から求めた“不当労働行為再発防止の保証”については、出向協定と覚え書（確認事項）の締結をもって行なうとの考え方が示された。

そして一〇月以降、中労委の事情聴取が繰り返されたが、国労はこれの中で出向に伴う実損の実態を具体的な資料に基づいて明らかにし、その回復を繰り返して主張するとともに、広域採用者の出向扱いの不当性についても指摘し、地労委継続中ではあるが、出向期間満了以前に復帰させることを要求した。しかし、会社側の態度からしてこの時点での出向差別事件の根本的な解決は困難と判断し、謝罪問題とともに実損回復問題は全体の事件の解決の中で取扱うこととし、中労委三者懇との間でそれらの先送りを確認した。

一二月以降は、中労委の勧告に基づき、事情聴取の一環として労使交渉も併行して行なわれた。本部と会社側との交渉は地労委継続中の出向差別事件解決のために出向中の組合員の復帰問題について取扱い、東日本本部と会社側との交渉は「確認事項」と出向協定について取扱うこととなった。

本部と会社側との交渉は昨年一二月から本年一月三十一日まで行なわれたが、「復帰問題」の解決に至らず、一月三十一日の中労委事情聴取となった。

一月三十一日、中労委は、労使双方から労使交渉の経過を聴取した結果、①紛争解決にあつての「確認事項」について早急に交渉で合意し、出向協定の締結を行なう、②出向協定の締結により、現在継続中の出向事件については凍結する、③復帰問題は今後の推移を見守る。出向協定締結が中労委に報告された段階で出向差別事件の事情聴取は終了する」との見解を示した。その結果、労使双方ともこの中労委の見解に基づき「確認事項」の交渉に入ることとなった。

しかし、「確認事項」の文言をめぐり労使の主張は鋭く対立し、三月一日、一二日の東日本労使交渉においても合意に至らず、国労としてはこれ以上交渉しても合意は得られないと判断した。

そこで三月一四日、すでに「国鉄新聞」号外（三月一四日付）で明らかにした通り、中労委に対して「ＪＲ東日本出向差別事件についての労使交渉の報告と要請」及び「今後の進め方について」（採用差別事件を優先的に取扱うこと等）の二通の申入れを行った。

その後三月二五日、中労委における事情聴取が行なわれ、中労委は、さらに労使交渉を行いその結果を三月二七日に報告するよう求めた。国労としては労使交渉による合意は困難であるとの認識を示したが、会社が交渉継続の席上、会社側は「確認事項」について新たな提案を行なってきた。従って、三月二七日の中労委事情聴取では、会社側の新たな提案について労使交渉を行い、四月一二日の事情聴取において判断することになった。

その後、四月八日の東日本労使の最終的な交渉により、会社側の主張を修正させ、本日（四月一二日）の中労委事情聴取となった。

なお、「出向に関する確認事項」は別紙の通り。

(3) 今後の闘い

① 東日本出向差別事件については、中労委の事情聴取を経て「中間的な整理」をはかったものであり、事件の根本的な解決は全体の事件の解決の中で取扱われることとなる。

従って、採用差別事件について優先的に取扱うことを基本とする中労委における労使の攻防は一層緊迫した局面を迎える。

全面解決がcaちとれるまで厳しい闘いは続くのであり、今後、組合間差別など不当な出向攻撃が行なわれる場合は、新たな闘いを組織することとなる。

具体的な闘争展開については、別途明らかにする。

② 採用差別事件については、すでに中労委において結審してから一年余、解雇という最悪の事態からも一年が経過し、闘争団組合員・家族の苦闘が続いている。

不当労働行為救済を使命とする中労委が、採用差別事件の解決を急ぐのは当然の責務である。本部は、三月一四日の三団体連盟による中労委申入れ（今後の進め方について）の基本的態度を堅持して全力を傾注することとする。

③ 各機関は、中労委に対して「採用差別事件の早期解決を求める」要請を集中すること。

◇ 読者からのおたより ◇

ダイヤ改正でワンマン運転 今度のダイヤ改正でワンマン運転をしています。仲間のたいへんな苦勞がありますが、JR東労組のなかで社会党候補の選別もはっきりしています。多くの仲間が心まで会社売っていません。

（郡山・Y）

編集部より 四月二三日、新幹線職場の仲間の論議を聞かせてもらいました。集まったのは車掌さん、運転手さん、修理屋さんです。新幹線でもすさまじい合理化が実施されたこと、ご存じですか。運転手さんが車掌の業務を兼務し、車掌さんの数も減らすという合理化です。これまでですと、運転手さんは二人乗務で交互にハンドルを握っていたのですが、今度の合理化で二人の運転手さんが、一人がハンドルをにぎっているとき、もう一人の運転手さんは運転席を離れ、車内で客扱いの車掌業務を強いられています。運転手さんは実質一人乗務されたわけですね。

約一ヶ月がたちましたが、これまで運転しかなかった運転手さんたちが車内でのお金の精算、列車案内等接客業務をやらされているのですから、もうたいへん。車掌業務を終え、運転席にもどって運転に注意が集中しないといひます。運転手が運転手でなくされたのですから、運転手さんたちの心にも大きな影響を与えているようです。「仕事に誇りがもてなくなった」というのです。私たち乗客の側からすれば安全で深刻な問題です。乗客の立場からも「合理化」を考える絶好の材料です。

批判そして方針 学習会での講師の話です。「合理化」「合理化」で職場は暗くなるばかり。その雰囲気には負けないで、もっと自信をもって運動しようよ。ボヤキながらも運動を続けるんではない。それなら明るく楽しくやらにや。同時に今もつとも必要なことは、批判する力を身につけるとともに、「おれはこうする」と、方針を指導部になったつもりで考え、提起すること。これが大事です。

編集部より 同感です。過日、全通の職場にうかがったとき、支部長さんが講演を「いま一番大切なのは気合い」、気合いのこもった運動をつくろう」と結びました。じつに楽しい講演でした。

厚着で 聞くところによりますと、四月二五日から名寄方面にこられるとか、お会いすることを楽しみにしています。北海道名寄市、道路の雪もとけ、春の訪れを感じますが、桜

前線はもう少し先の五月です。朝晩はストーブをたいています。まだまだ寒いですが、厚着をしていらしてください。ご参考までに。

編集部より ご助言ありがとうございます。今年はじめの北海道行きです。ハラを割った話ができると嬉しいですね。

問われる資本主義 朝日新聞長野版に県経営者協会専務理事の桜田氏が、資本主義アメリカの実態を記しています。資本主義はけっしてバラ色でないこと、資本主義のたいへんさを、資本家の立場から書いています。資本主義とは何かがわからないと、社会主義とは何かもわからぬでしょうし、現象だけでなく、「本質」を知るための学習が本当に必要です。社会党の左派的立場の党員からも、「今になってもマルクスだなんて言っていれば、ついてゆく人はいなくなるゾ!!」など、まったく同志的に？忠告をいただく昨今ですが、私としてはますますマルクス、科学的社会主義の理論、その方法論を勉強してみたいという気持ちはつのるばかりです。

編集部より たいへんな時代になったものです。向坂先生がご存命であつたら、どう考え行動されたか。ぜひ聞いてみたいものです。おそらくあなたと同じことをおっしゃるにちがいないでしょうが。

何かを求めている 統一地方選挙で社会党が惨敗しました。福岡は奥田革新県政が三期目の当選を果たしました。保守分裂という幸運と前回は「消費税」もあつて、当選には「運」もあると感じています。とこで約十日間で三千枚の法定チラシを丹念に郵便受けやアパートの玄関に配布しました。おとしよりや主婦の方と話をする機会があつて、みんな政治に何をもとめているかがわかります。当選はもちろん絶対です。しかし、そこへ至る活動家の運動も必要です。いずれ今回の惨敗は総括されるでしょうが、みんな反省すべきは反省すべきでしょう。

(福岡・T)

編集部 選挙は総力戦です。ある組合紙をみておりましたら、若者には訓練と経験が十分。だから先輩者とペアで、選挙戦のノウ・ハウを学び合うことが大切と感じたの一文を目にしました。大衆運動が全般的に停滞気味だけにそうなのでしょう。前号で、選挙結果について考えてみました。今号では克服策を。ぜひご意見を寄せてください。心からのお願いです。

ちよつと消耗 昨年はちよつと元気をなくしてしまいました。内輪の問題で消耗させられました。しかし組合活動の方は相変わらずシコシコやつております。最近土木職場の改善闘争で思いの他成果がありました。

(自治労・K)

ドイツの友人から ドイツの友人からたよりをもらいました。旧DDRに住む若く美しい女性です。今のドイツの状況を書いてきています。全国の仲間に紹介して下さい。

「大学は二年半をすぎ、あと二年です。旧東独地域はいまひじょうに悪い雰囲気支配しています。失業者は増えつづけ、働いていても短期労働の身分にされています。湾岸戦争とドイツ統一のおかげで税金が引き上げられてしまい、これでコール首相は選挙での公約を破ってしまったのです。」

私の夫はまだ鉄道で働いています。他と比べると安定している方です。しかし全体としては、失業者はますます増大しつづけ、企業自体は非効率のため倒産していますが、あなたの仕事はどうですか？ また運転手として働けるチャンスはあるのですか？ 心からうまいくようお祈りします」

(国労・M)